

平成29年1月1日以降に  
 満期を迎えるお客さまへ

# 自動車保険改定のご案内

拝啓 平素より損保ジャパン日本興亜をお引き立ていただきありがとうございます。

このたび、損保ジャパン日本興亜では、ご契約期間の初日が平成29年1月1日以降のご契約を対象とする自動車保険の改定を実施します。

主な改定内容を次のとおりご案内しますので、ご確認のうえ、改定についてご理解賜りますようお願い申し上げます。

敬具

## 1 保険料の改定

### 1 新車割引の拡大

THE クルマの保険

SGP

●車両保険の新車割引を次のとおり改定します。

- 新車割引の適用期間を拡大します。これにより、ご契約期間の初日の属する月が初度登録年月(または初度検査年月)から26か月以上49か月以内の場合にも、新車割引が適用されます。
- ご契約期間の初日の属する月が初度登録年月(または初度検査年月)から25か月以内の場合の割引を6(S)等級と6(S)等級以外で細分化し、割引率をそれぞれ拡大します。

自家用普通乗用車 自家用小型乗用車		改定前	改定後	
基本項目	期間*	割引率	割引率	
対人賠償責任保険	25か月以内	10%	25か月以内	26か月~49か月
対物賠償責任保険			10%	-
人身傷害保険・搭乗者傷害特約			6(S)等級	21% 割引率拡大
車両保険		7%	6(S)等級以外	11% 割引率拡大

自家用軽四輪乗用車		改定前	改定後	
基本項目	期間*	割引率	割引率	
対人賠償責任保険	25か月以内	5%	25か月以内	26か月~49か月
対物賠償責任保険		3%	5%	-
人身傷害保険・搭乗者傷害特約		25%	3%	-
車両保険		1%	25%	-
			6(S)等級	10% 割引率拡大
			6(S)等級以外	2% 割引率拡大

※初度登録年月(または初度検査年月)の翌月から起算して、ご契約期間の初日の属する月までの期間をいいます。

(注)6(S)等級の長期契約については、6(S)等級の割引率は初年度のみ適用されます。

### 2 ノンフリート多数割引の拡大

THE クルマの保険

SGP

●ノンフリート多数割引の割引率を、すべての区分において1%拡大します。

契約台数	改定前	改定後
2台	割引率 2%	割引率 3%
3台以上5台以下	3%	4% 割引率拡大
6台以上	5%	6%

2台以上お車をお持ちのお客さまには、「ノンフリート多数割引」をおすすめします。

**親子**でも **夫婦**でも **企業**でも

2台以上の自動車をお持ちのお客さまなら

損保ジャパン日本興亜でまとめて

ご契約いただくとおトクです。

**1 分割払でも割増なし!** (1年契約の場合、一括払も選択可能です。)

「保険料分割払特約」を付帯する場合には、一般のご契約なら必要な分割割増が不要となります。

**2 ムダのない最適な補償を!**

複数の自動車を所有していると、気づかないうちに補償が重複しているかもしれません。

ご契約をまとめることにより、補償の重複などの見直しも簡単にでき、最適な補償でご契約いただけるので安心です。

**3 継続手続きもラクに!**

ご契約の自動車の台数分必要だったご継続の手続きが、1回で完了します。

(注)「ノンフリート多数割引」の詳細な内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

### 3 クレジットカード払の分割保険料の引き下げ

THE クルマの保険

SGP

● 次のいずれかの保険料払込特約を付帯したご契約で、支払方法がクレジットカード払(登録方式)の場合、一括払と比べた分割保険料の割増を5%から4%に引き下げます。

- ・保険料分割払特約
- ・保険料分割払特約(長期契約)

### 4 全体的な保険料水準について

● 今回の自動車保険の改定においては、全体的な保険料の水準は変更しておりません。なお、補償内容や割引内容の見直しに伴ってご契約条件によっては保険料が上がる場合と下がる場合があります。

## 2 商品改定の内容

### 1 個人賠償責任特約の改定

THE クルマの保険

SGP

ドライバー保険

● 社会的ニーズを踏まえ、個人賠償責任特約における被保険者範囲について、事故にあった被保険者が認知症患者等の責任無能力者であった場合に、その親権者や監督義務者等を被保険者に追加します。

認知症患者が他人の財物を破損させたために、その配偶者や子が監督義務者の責任を求められるケースが発生しています。訴訟の判決において、「生活状況や介護の実態などを総合的に考慮したうえで、家族が監督義務者に準じる立場として責任を負うか個別に判断すべき」との見解が示されており、今後、認知症患者の家族が監督義務者に準じるとして損害賠償請求を受けるケースが増える可能性があるため、本改定を行います。

### 2 弁護士費用特約の支払い基準の改定

THE クルマの保険

SGP

● 日弁連リーガル・アクセス・センターの報酬基準に基づいた「弁護士費用保険金算定基準」を新設し、着手金・報酬金などの項目ごとに限度額を設定する改定を行います。

なお、「1事故について補償を受けられる方1名あたり300万円限度」という補償内容に変更はありません。


### 3 その他の主な商品改定

各項目の詳細および下表以外の改定内容については、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

項目	改定内容	対象商品
(1) ロードアシスタンス運搬後諸費用特約および事故・故障時代車費用特約の改定	● 代車費用の支払限度日額の上限を15,000円とします。ただし、現在の代車費用の支払限度日額が15,000円超のご契約については、継続時または契約内容変更時に、継続前または契約内容変更前と同額以下でご契約いただけます。	THE クルマの保険 SGP
(2) 車対車事故・限定危険特約および車両限定危険特約の対象自動車の拡大	● 車対車事故・限定危険特約および車両限定危険特約の対象自動車を、すべての用途車種の自動車※に拡大します。 ※機械装着車を除きます。	SGP
(3) 車両新価特約の改定	● 車両新価特約の対象契約を、フリート契約にも拡大します。	SGP
(4) 対物賠償責任保険の改定	● 次のいずれかに該当する事故の場合で、保険証券記載の保険金額が10億円を超えるときは、お支払いする保険金の額は10億円限度でしたが、これを30億円限度に拡大します。なお、保険証券記載の保険金額が30億円未満の場合は、その保険金額を限度とします。 ・契約自動車に業務として積載されている危険物(被けん引自動車に積載されている場合を含みます。)の火災、爆発または漏えいに起因する事故 ・航空機を滅失、破損または汚損する事故	THE クルマの保険 SGP ドライバー保険

★「THE クルマの保険」は個人用自動車保険、「SGP」は一般自動車保険の名称です。

★このご案内は、改定の概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。なお、ご契約の際には、必ず「重要事項等説明書」「ご契約のしおり」「バンフレット兼重要事項等説明書」などをご確認ください。

 SOMPO ホールディングス  
損害保険ジャパン日本興亜株式会社

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1  
Tel: 03-3349-3111  
<公式ウェブサイト> <http://www.sjnk.co.jp/>

お問い合わせ先